

第42議会における 普通選挙法案と憲政会¹⁾

望 月 和 彦

キーワード：普通選挙，政党政治，憲政会，第42議会，労働運動

はじめに

大正デモクラシーの象徴的出来事の一つは、大正14年に成立した普通選挙法である。これは第二次護憲運動の結果成立した加藤高明を首班とする護憲三派内閣のもとで実現したことから、加藤が総裁を務めていた憲政会がその

1) 本稿では引用文はオリジナル表記とし、年代は元号を用いて表している。ただし数字については本稿が横書きで書かれていることを考慮し、オリジナルが漢数字であっても算用数字に変えているところがある。また読みやすくするため適宜句読点を加えている。

また本稿で頻繁に引用される以下の文献については次のように表記している。
大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』大正9年版（復刻版）法政大学出版局、昭和42年→『日本労働年鑑』

大津淳一郎『大日本憲政史』第8巻、原書房、昭和45年→『大日本憲政史』
小林雄吾『立憲政友会史』第4巻、立憲政友会出版局、大正15年→『立憲政友会史』

信夫清三郎『大正政治史』河出書房、昭和29年→『大正政治史』

信夫清三郎『大正デモクラシー史II』日本評論社、昭和33年→『大正デモクラシー史II』

升味準之輔『日本政党史論』第4巻、東京大学出版会、昭和43年→『日本政党史論』

松尾尊児「第一次大戦後の普選運動」井上清編『大正期の政治と社会』岩波書店、昭和44年→「第一次大戦後の普選運動」

中心的役割を果たしたと考えられている。大正時代の後半、つまり原政友会内閣成立以後の大きな政治問題は普通選挙問題であったと言っても過言ではない。

大正期に於ける普通選挙問題について升味準之輔は次のように述べている。

「選挙法改正については、…産業化・都市化・流動化を背景とした民心の変化と社会運動の勃興に対する処置であった。原は第二次西園寺内閣の内相当時、小選挙区法案を提出したことがある。そのとき、彼は山県に小選挙区制は社会主義に対する防波堤であると説き、山県もそれに耳を傾けたが、衆議院を通過した法案は貴族院で否決された。社会主義に対する山県＝官僚派の恐怖は、衆議院と政友会内閣に対する反感に及ばなかったのであろう。しかし、1919年には、政友会と官僚派の勢力関係は前記のごとく一変していた。恐怖心も強い。山県も改正に賛成した。

また、この改正によって納税資格条件が直接国税3円まで拡張されたのは、普選運動に対する譲歩であり、譲歩によって普選を阻止する意図である。1920年初頭衆議院における野党の普選案上程のさい、原が解散にふみきったのは、政友会の絶対多数をもくろむ原の党略があったにちがいないが、同時にこれを機会に普選論を打破しようという政略もあった。山県は、政友会が絶対多数になることを恐れたが、それ以上に普選を恐れていたと考えられる。山県と原が、加藤＝憲政会内閣の成立を忌避した理由の一つは、憲政会の普選論であった。」

（『日本政党史論』245－246ページ）

升味は大正8年（1919）までの選挙法改正の動きを社会主義への対応を中心記述している。また大正9年の衆議院解散は普選阻止という意図があり、山県有朋も普選を目指す加藤憲政会内閣の成立を恐れていたと述べている。

普通選挙を含む選挙法改正問題は明治末期から取り上げられていたが、これらの問題が急速に進展するのは原政友会内閣が成立してからであった。しかしそれから普通選挙法成立までの道のりは決して平坦ではなく、大正9年

の第42議会では普通選挙法を巡って与党と野党が激しく対立し、衆議院解散総選挙の原因ともなっている。

本稿では、普通選挙案のそれまでの経緯を簡単に振り返り、原内閣期の第42議会に提出された普通選挙案を巡る憲政会の動きを中心に、普通選挙案の成立過程を考察する。

普通選挙運動の發端

普通選挙運動の濫觴を辿れば、明治30年（1897）の普通選挙期成同盟の成立に至る。そして最初の普選案上程は第16議会において行われている（明治35年2月15日）。その後もしばしば普選案は上程されていた。

例えば、明治41年3月に提出された普通選挙法案は以下のようない内容となっていた。

普通選挙に關する法律案

帝國臣民たる男子にして満二十五年以上の者選舉人名簿調製の期日前満一年以上其の選舉区内に住所を有し仍引續き有するときは衆議院議員選舉權を有す
衆議院議員選舉法中納稅に關する規定は之を廢止する

附則

本法は次の總選挙より之を施行す

（『帝国議会衆議院議事速記録』第22巻、東京大学出版会、昭和57年、257ページ）

以降、これと同じ内容の普通選挙法案が衆議院に提出されている。第26議会で、普選法案は委員会では可決されたものの、衆議院本会議で否決されて第二読会に進むことができなかった。次の第27議会では普選案は衆議院を通過する。だが貴族院で廃案となった。その経過について『立憲政友会史』は次のように述べている。

「日露戦役の頃より普通選舉論、政界の一角に起り、本會所屬議員日向輝武氏熱心其説を唱へ、屢々之を本會調査會に提議す、而かも時期尚早に屬するを以て賛成者少なくして本會の黨議となるに至らず、但だ日向氏等の之を唱ふること甚しく熱心なるを以て、院内總務は討究の爲め之を議會に提出することを承認せしも、素より自由問題を以て之を遇せり、而して其案は數年前來毎期議會に提出せられしも、毎に成立を見るに至らず、然るに此期議會に及びては意外にも委員會を通過し、3月11日を以て委員長より突如議場に報告せられたり、時既に議會々期の終りにして議場の惰氣甚しく、議員は纔かに定足數に達せるのみにして、本會院内役員の多くは議席に在らず、議員の缺席者も亦多かりしを以て、從來毎に成立せざりし此案が遂に可決せらるゝに至りたるは、本會議員の多數も實に意外とせし所たり。而かも貴族院に移さるゝに及び同院は未了の儘経過せしを以て本案は遂に不成立に終りたり。」

(小林雄吾編『立憲政友会史』第3巻、立憲政友会史出版局、大正14年、379-380ページ)

第27議会と言えば、議会での本格的議論が始まる直前に議会運営に窮した桂首相が後継首相の禅譲を仄めかして政友会からの協力を取り付ける、所謂「情意投合」を行なった議会であり、政府側と手打ちした政友会には緊張感が欠けていた。また政友会自身がこの法案を重要な法案とは考えていなかつたことは、『原敬日記』にもこの法案についての記述が見当たらないことからも推察できる。

いうならば、衆議院で普選案が通過したことは予想外の出来事であった。だが貴族院では強硬な反対に会う。貴族院に於ける普選法案審議の中で穂積八束は次のように述べて普選法案を全会一致で否決するように求めた。

「我々は選舉は甚だ重要なるものと思ふ、選舉権を國民に與ふることは實に立憲政體の根本であると思ふが、併し選舉権を與ふることが目的でない、選舉権を與ふるに依つて宜しく此公論を代表し國家の大政を料理するに適當なる人物を擧げやうと云ふ爲

に選挙権を與ふるのである、唯選挙権さへ與へればそれで宜しいと云ふやうな單純なる主義の問題に於きましては、我々貴族院に於ては同意の出來ぬと云ふことは、願はくば全會一致を以て明かに表示して置きたいと思ひます、抑々此案が今日衆議院の門を潛つて這入つて來たのは如何にも殘念でございます、故に之を否決すると同時に、私の考へでは今日のみならず、將來に於きましても、此普通選挙の案は此貴族院の門に入るべからずと云ふ札を一つかけて置いて、さうして之を全會一致を以て否決して置きたいと思ひます」

（『帝国議会貴族院議事速記録』第27巻、東京大学出版会、昭和56年、282－283ページ）

このように普通選挙法案は貴族院では相当な敵意を以て扱われ、本会議では全員一致で否決され第二読会に進むことはできなかった。

『立憲政友会史』が述べているように、当時は普通選挙に対する政党の関心は低く、選挙権拡張すら政党の政綱の重点項目に入っていなかった。

その後、各政党は党議を以て党員が普選法案を提出することを禁止した。松尾は、これはこの時点では普選法案は世論の強力な支持を得ていたわけではなく、なかば偶然に衆議院を通過したのだが、それが却て官僚勢力を刺激して普選運動の禁圧の態度を取らせたからだとしている²⁾。

そのため選挙法の改正は普通選挙ではなく、選挙権の拡張が目的となつた。大正政変後、国民党は毎議会に選挙権拡張案を提出しており、第40議会では政友会・憲政会とも納税額5円以上に改正する選挙法の改正案を作成するに至っている³⁾。

このような流れから第一次大戦が終了した大正7年末には選挙権拡張につ

2) 松尾尊児『大正デモクラシーの研究』青木書店、1966年、101－104ページ。

3) 「第一次大戦後の普選運動」。

横山勝太郎監修・山本四郎校訂『憲政会史』下巻、原書房、昭和60年、111ページ。

いての議論はほぼ煮詰まっていたと考えられる。

信夫はこれに対して、「普通選挙は、かつて明治の末年に衆議院の意思となつたことがあった。しかし、大逆事件で普選運動が禁圧されてから、政党の運動は後退し、憲政擁護運動のなかでもういちど選挙権の拡張問題がとりあげられたときにも、政党が要求したのは、制限選挙下における選挙権の拡張にとどまっていた⁴⁾」と述べ、普通選挙運動が、大逆事件のため一旦頓挫し、大正8年時点では普通選挙ではなく選挙権の拡張に後退していたとしている。

すなわち選挙権拡張以前から普通選挙に対する要求があったわけであり、普通選挙を実現するための運動を行っていた普選同盟は官憲の圧迫によってその活動を封止されていた。第41議会で選挙権拡張案が通過して、すぐに普通選挙権を求める運動が高揚する背景には、普通選挙権を求める下地がすでにできていたことがあった。

それ故、第41議会での選挙権拡張と第42議会での普通選挙は連続した位置にあるのではなく、別の要求であったと考えることもできる。そのように考えると原首相が選挙法を改正してまだ一度も選挙をしていないのに、さらに選挙法を改正するのに反対したことは、的外れということになる。

第41議会までは、しばしば普通選挙法及び議員定数の是正や選挙区制度改革のための衆議院議員選挙法の改正が提案されていたが、それらはことごとく不成立に終わっており、普通選挙法はおろか、有権者数増加に伴う議員定数の是正すら実現できなかったのである。このような状況が変化するには原敬の政友会内閣の登場を待たねばならなかった。

第41議会での選挙法改正

大正7年8月に起こった米騒動という全国的争乱の後に成立した原内閣は、

4) 『大正デモクラシー史Ⅱ』513ページ。

これまでの藩閥、官僚、軍人らによる内閣とは異なり、わが国で最初の本格的な政党内閣として発足した。この政党内閣に求められたのは民主主義的な政策であり、その象徴的なものが選挙制度改革であった。この背景には升味が指摘するように、第一次世界大戦を契機とした工業化の進展による産業構成の変化、所得の上昇、都市化の急速な進行、社会思想の変化があったと考えられる。

信夫も選挙法改正の背後には米騒動から民本主義運動、さらには普選運動へという民衆運動の発展があったとしている。

「米騒動から民本主義運動へ、民本主義運動から普選運動へ、という民衆運動の発展は、政党政治家の頭をなやませた。彼らもまた民本主義の立場に立っていた。しかし、彼らの民本主義は、民衆運動の民本主義とは一線を画した民本主義であり、民衆運動との対決を内にひそませた民本主義であった。だから、民本主義の指導権を民衆運動にとられまいとした。そのためには、民本主義の指導権を自分の手におさめなければならなかっただし、そのためには、自分たちからすんで改革の綱領をしめさなければならなかつた。そのためには、自分たちからすんで改革の綱領をしめさなければならなかつた。大正8年初頭の第41議会は、その機会としてえらばれた。」

(『大正デモクラシー史Ⅱ』505ページ)

信夫は、政治家達は国民と日本を「危険思想」から守るために民本主義・普通選挙が必要だとしたのである⁵⁾。松尾も「当時の選挙権拡張論の主要な論拠は、暴動の再発を防止するには、民衆の『社会的不満を平穏に訴ふるの政治手段』が必要だということにあった」と述べている⁶⁾。そして松尾は、原内閣がとった言論抑圧政策により、当時最も急進的であった大阪朝日新聞から鳥居素川、松山忠二郎、長谷川如是閑、大山郁夫ら中心的な記者を退社させたことで、マスコミが保守化したと指摘している。そのため原内閣成立

5) 『大正デモクラシー史Ⅱ』509ページ。

6) 「第一次大戦後の普選運動」160ページ。

後、普通選挙問題は大新聞で取り上げられることはほとんどなくなっていた。しかし第一次大戦後の世界的な民主主義への潮流が支配者側からの普通選挙法改正提案を引き出したのだと松尾は主張する。松尾はその証拠として絶対主義勢力の権化である山県有朋すら民本主義を認めていたことを挙げている⁷⁾。すると山県が普通選挙を恐れていたとする升味の主張は成立しないことになる。もっとも山県のいう民本主義がそのまま普通選挙を意味していたとは考えにくい。

原内閣は、大正7年末から始まった第41議会で選挙法改正案を提出した。この改正案のポイントは三つあり、一つは有権者数増加に伴う議員定数の是正、二つは、小選挙区制導入、三つは納税資格要件緩和による有権者数増加である。前二者は原が第二次西園寺内閣の内相であったときに実現しようとして貴族院の反対により頓挫した因縁の課題であった。

最後の納税資格要件の緩和については、有権者資格を直接国税10円以上から3円以上にして有権者数の増加を図った。『原敬日記』の大正8年2月1日の条には1月30のこととして、「世間には普通選挙論もあれど今日はその時機にあらずと思ふに付、単に選挙資格を直接国税10円のものを3円に低下したり」とあり⁸⁾、この時点で原は普通選挙制を時期尚早と見ていたことが分かる。

原自身、かつては報知新聞の記者として自由民権論を唱えたこともあった⁹⁾。だが政権党の党首となり、首相となった原は自由民権運動に対して冷淡になっていたのである。

この選挙法改正で小選挙区制が導入されたが、升味準之輔は、これを導入

7) 「第一次大戦後の普選運動」162ページ。

「松本剛吉日記」の大正7年12月2日の条に、山県が松本に対して「政體は立憲君主制を執り、政治は民本主義でなければならぬ」と語っている。

岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治 松本剛吉政治日誌』岩波書店、昭和34年、35ページ。

8) 『日本政党史論』334ページ。

9) 『日本政党史論』372ページ。

した原の意図は、当時地方に輩出しつつあった地方企業出身の政治家を当選させるためであったと述べている¹⁰⁾。小選挙区制は政友会に有利であるため、このような制度にしたのだという説もあるが、明治41年及び45年の総選挙では大選挙区制で政友会は大勝利を収めており、必ずしも小選挙区制でないと政友会は勝てないということではなかった。大日本帝国憲法下の総選挙で勝敗を左右したのは選挙制度ではなく、政権党であるかないかであった。

升味は第28議会では小選挙区制に反対した貴族院が第41議会で賛成に回ったのは、「貴族院は政党の興隆よりも社会主義的風潮の瀰漫を恐れたからであろう」と述べている¹¹⁾。大選挙区制では社会主義政党が議席を得る可能性があると考えたのである。ここにも米騒動の影響を見ることができる。

他方で、納税資格の緩和により有権者数は150万人弱から290万人弱に増加したが、これを郡部と都市に分けてみると、郡部では有権者数は100人当たり5.6人であったが、都市では3.2人と都市部に不利となっていた¹²⁾。

野党は納税資格を2円にまで引き下げ、さらに中等学卒業という条件を付けることで都市の有権者数を増やして選挙で有利な状況を作ろうとした。これにより有権者数は納税資格緩和で50万人、知識階級で20万人増えることになり、その多くが知識階級が集まる都市部にいると考えられていた¹³⁾。しかし政友会はこれを認めなかった。

小選挙区制の導入により選挙区数はそれまでの97から374に激増した。もっとも小選挙区制といっても1区2人または3人の選挙区も例外としてあった。また議員定数も369人から464人に増加した¹⁴⁾。

憲政会は政府による選挙法改正を政友会の党利党略に基づくものだと批判

10) 『日本政党史論』266-267ページ。

11) 『日本政党史論』335ページ。

12) 『大正政治史』858ページ。

13) 『憲政』第2巻第3号、大正8年2月、13ページ。

14) 衆議院編『議会制度百年史』帝国議会史上巻、大蔵省印刷局、平成2年、533ページ。

した。しかしこの憲政会の批判の背後には都市住民を主な支持基盤とする憲政会の党利党略があったことも見逃せない。

松尾は美濃部達吉の所論に基づき、納税資格の緩和により、選挙権を与えるものは、都市部の商工業者ではなく農村部の中小地主であり、その結果、農村部に居住する選挙権者の数が大幅に増加したと述べている¹⁵⁾。しかしそれでは納税資格を3円から2円に引き下げても結果は同じであり、憲政会や国民党も都市部住民の意見を反映していないことになる。

松尾は、政友会の選挙法改正案は、より急進的な改正を防止するために提出されたものだとしている。

しかし第41議会で野党が提出した選挙法改正案にしても納税資格は残されていた。これについて当時の政治家は与野党を問わず勤労大衆に選挙権を与える意図はもともと持っていたとする評価が一般的である。松尾は、「無産階級の進出をおそれ、これに先手を打って防壁を築く」という点においては、支配体制内諸勢力の意思是一応統一されていたのである」と述べている¹⁶⁾。だが他方で与野党内部には普通選挙論者が無視できない勢力をもっていたことも認めている。最終的には普通選挙法案の提出には至らなかったが、普通選挙についての議論はそれぞれの党内で行われているのである。

それ故、松尾や信夫のいうように当時の政治家は労働者階級と対立しており、彼らの政治的進出を恐れていたので、普通選挙に反対していたと一概に評価するのは行き過ぎであろう。多くの政治家は原と同じく普通選挙は時期尚早であると考えていた。従って升味のいうようにこの時の選挙権拡張が普通選挙に対する譲歩であったとするのも的外れと言うことになる。

また彼らのいう絶対主義勢力の中心地である貴族院や枢密院も選挙権拡張法案を簡単に通していることから、単純な階級闘争史観によって選挙権拡張問題を論ずることも困難であることは明らかである。

15) 「第一次大戦後の普選運動」163ページ。

16) 「第一次大戦後の普選運動」165ページ。

選挙法改正の審議が進んでいる中で、国民党の一部の議員は既に提出している国民党案を撤回し、納税資格を撤廃した改正案を改めて提出すべきだという動議を代議士会に提出した。これが代議士会で否決されても、彼等はその主張を改めなかったことから、国民党は大正8年3月8日に同党代議士の湯浅凡平、伊東知也、神谷卓男、大堀孝、村松恒一郎、高松正道及び前代議士の佐々木安五郎の計7名を除名した¹⁷⁾。除名された議員たちは他の議員を募って普選案を提出しようとしたが賛同者を集めることができず、普選案を提出することに失敗した¹⁸⁾。

このように単なる選挙権拡張ではなく、普通選挙そのものを求める議員は憲政会にもいた。例えば、尾崎行雄、島田三郎、黒須龍太郎、小泉又次郎、大竹貫一などそうである。しかし彼らは党の分裂を恐れ、幹部会の選挙権拡張案に同意したのである¹⁹⁾。その結果、第41議会では普通選挙ではなく単に選挙権の拡大が争点となり、政府案が議会を通過したのである。

普選運動と労働運動

議会で選挙権拡張が議論されていた時、議会の外では選挙権拡張からさらに進んで普通選挙を求める運動が起ころうとしていた。

憲法発布30周年に当たる大正8年2月11日に友愛会の大坂連合会が大阪市内で憲法発布祝賀講演会を開いた際に普通選挙が演題に取り上げられたときから、普通選挙は労働運動に取り込まれていく²⁰⁾。

同時期に学生たちも普選運動に参加するようになる。友愛会と同じく2月11日に普選促進同盟会全国学生同盟会が主催する普選の示威大会が日比谷で行われた²¹⁾。その後、2月15日には京都で尾崎行雄を招いて友愛会京都支部

17) 『立憲政友会史』554-555ページ。

18) 『立憲政友会史』593ページ。

19) 兼近輝雄「第42議会への普選案の上程と各党の態度」『早稲田政治経済学雑誌』第156号、昭和34年4月、118ページ。

20) 『大正政治史』863ページ。

主催の普通選挙期成労働者大会が、16日にはやはり尾崎行雄を招いて神戸で友愛会神戸支部主催の普通選挙期成市民大会が開かれた。これらの大会では労働者の権利として普通選挙が要求されたのである。これ以降、労働運動のなかで普通選挙の実現が要求項目に盛り込まれるようになった。

そして3月1日には普選同盟会による1万人規模のデモが日比谷で行われている。これについて『東洋経済新報』は「併し乍ら吾輩が、此の行列を見て特に深き感銘を得たは、獨り人數の意外に多數なりしことのみではない。吾輩は寧ろ、それよりも、集つた人々の質に就て、豫期せざる、而して心強き結果を得た」と述べた²²⁾。それはこのデモに参加したのは、学生ではなく、商人であり、番頭であり、職工であり、勤め人であったことである。それは普選が広範囲の人々の支持を得ていたことを意味する。

4月14日には上野公園で普通選挙演説会が開かれた。そして8月に開かれた友愛会の第7周年大会で掲げられた主張の中に普通選挙も含まれており²³⁾、来る議会では普通選挙の大衆運動が組織される素地ができあがっていた。

このように第42議会が近づくにつれ、第41議会では単なる納稅資格の緩和に止まっていた選挙法改正問題は、普通選挙の実施へと大きく転回する。この原因について松尾は一般民衆の「民主思想の昂進」とくに「労働者階級の自覚とその勢力の勃興」にあったとし、さらにこの「民主思想」あるいは「労働者階級の自覚」は、単に世界的な民主主義的風潮に刺戟されて起こったものではなく、大正8年後半から顕著になった物価高による経済的圧迫が民衆の政治的自覚を広汎に呼び覚ます基盤となつたのだとした²⁴⁾。

労働者及び学生を中心となつた普選の民衆運動は、第42議会が開かれ普選が議会で討議されていた大正9年2月には異常な高まりを見せる。このよう

21)『大正政治史』867ページ。

22)「日本最始の大示威運動」『東洋経済新報』大正8年3月15日号、9ページ。

23)『大正デモクラシー史II』540ページ。

24)「第一次大戦後の普選運動」176ページ。

な国民レベルでの普選運動の盛り上がりに対して野党第一党の憲政会はどのように対応したのであろうか。

普通選挙法案に対する憲政会の態度

奈良岡聰智は、普通選挙を公約として掲げた憲政会の動機について、「憲政会は、普通選挙とともに、減税、社会政策といった社会の中下層にアピールする政策を掲げ、党勢拡張をめざしたのである。もっとも、憲政会の動機はそれだけではない。加藤高明総裁以下、若槻礼次郎、浜口雄幸といった憲政会の幹部たちは、イギリス流のデモクラシー実現を政治目標とし、普通選挙の実現は使命だと考えていた」と述べている²⁵⁾。

もちろん結果として奈良岡の言っていることは正しいであろう。普通選挙法は第二次護憲運動の結果成立した憲政会を中心とする加藤護憲三派内閣の下で成立したからである。

しかし果たして、奈良岡が言うように憲政会は普通選挙実現で初めから一致していたのだろうか。以下に見るように第42議会に向けて普選に積極的だったのは幹部ではなく若手であり、幹部はむしろ消極的態度に終始していた。第41議会終了後、府県会議員選挙に向けて順次各地で地方大会が開かれていたが、そこでは物価調節や労働問題解決が決議として挙げられているものの、普通選挙権を求める決議はなされていない。

その後、大正8年秋に行われた府県会議員選挙で憲政会が振るわなかったことを受けて、11月12日に臨時大会が開かれるが、そこでも物価高騰に伴う生活問題や思想問題、外交問題は取り上げられているが、普通選挙権は取り上げられていない。

しかし憲政会内部では普通選挙問題は取り上げられていた。臨時大会に先立つ10月28日、憲政会の大竹貫一、岡部次郎、鈴木富士彌、横山勝太郎らが

25) 筒井清忠編『解明・昭和史』朝日選書866、朝日新聞出版、平成22年、14ページ。

発起人となり、普通選挙実施に関する協議会を開いている。

彼らが普選問題を取り上げた背景には、物価問題や外交問題で原政友会内閣を追いつめることができず、府県会議員選挙でも政友会に勝利を許した憲政会が、政友会内閣を倒す突破口として普通選挙問題を取り上げようとしたことになったと思われる。だが憲政会が普通選挙法でまとまるには相当の時日を要したのであった。

彼らは11月25日に「普通選挙問題の將來を案すれば誠に憂慮に堪へざるものあるのみならず、第42議會開會の時期も切迫し居れるを以て此際幹部に於て成るべく速に態度を決定して我黨の向ふ所を明にせられたし」という申し合わせを決定して翌日これを幹部に提出した²⁶⁾。つまり来る第42議會では普選案を提出することを幹部に求めたのである。

他方、東京の普選期成同盟会の委員は同じく11月25日に、「普通選挙に対する憲政會幹部の態度は誠意なきものなり。黨議若し幹部案の如く決せば即時吾人は憲政會を民衆の仇敵と認む」という決議を発表している²⁷⁾。

憲政会急進派の要求に対して幹部会は次のように答えた。

「御提言の如く普選問題は黨の消長にも關する重大案件なるを以て今尚ほ幹部の態度決定する迄に進行せざるも吾人の私見を披瀝せば諸君の御意見と餘り間隔なき状態にあり。此問題の爲めに我黨に動搖を來たすが如き事あるは誠に遺憾に堪へざるを以て實は幹部に於ても去月來非常に苦慮し居れる次第なり。今後協力一致調査攻究を遂げ諸君の御希望に副ふ様努力する考へなり。」

(『日本労働年鑑』481ページ)

これを答えた憲政会幹部が誰なのかは不明であるが、この回答から憲政会幹部も10月から普選問題を考えていたことが分かる。だがこの問題について

26) 『日本労働年鑑』481ページ。

27) 『日本労働年鑑』484ページ。

は憲政会が分裂する恐れがあるため慎重に進めなければならないというのである。つまり憲政会には古参議員を中心にして普選即行に反対する勢力があった。

普選即行反対の根拠は、普選案を衆議院に提出した場合、それを巡って衆議院が解散されると憲政会の議席が激減する恐れがあること、憲政会は本年1月の大会で普選を時期尚早とし、納税資格2円とする選挙権拡張を決定している。それから状勢は急変しているとはいえ、普選を実行できるまでに社会が進歩したと言えるのか、都会では普選を求める声は強いが地方では普選により既得権が剥奪されると考える選挙民もいる。最後に、普選論を主張することにより、元老、枢密院、貴族院が憲政会に敵意を持つようになり、憲政会内閣の成立に反対するようになれば憲政会が政権を取る可能性は小さくなってしまう、というところにあった²⁸⁾。このような強い異論が憲政会内部にあったことから憲政会幹部は普選案に消極的であった。

このように憲政会も普選を議会に提出することでまとまっていたわけではない。既に述べたように第41議会で憲政会も国民党もそれぞれ選挙法改正案を提出していたが、両者とも選挙権は直接国税2円以上を収めた者に限定していた²⁹⁾。それを1年のうちに納税制限を撤廃するとしたわけであるから、これはかなり急進的と見るべきであろう。

12月15日に開かれた憲政会第2回最高幹部会でも普通選挙の実施時期について、次回の衆議院選挙から実施すべきとする意見と5年後の大正14年の総選挙から実施すべきとする意見とが対立し、結局、この時点では大正14年以後の総選挙より実施するという内容の普選案を今期議会に提出することに決

28)『日本労働年鑑』481-482ページ。

この意見書の内容は、「煮え切らざる憲政會」『大阪朝日新聞』大正8年12月2日付で紹介されている。『小樽新聞』もこのような憲政会の態度を12月6日付の「野黨の態度 短見と卑怯を嗤ふ」という記事の中で批判している。

29)『立憲政友会史』537ページ。

なお第41議会では選挙法改正の政府案が205対144で衆議院で可決され、貴族院でも多数で通過して成立している。

定した³⁰⁾。しかし20日に開かれた憲政会政務調査総会で武富総務は次のように提案した。

「該案は政治上の革新を遂ぐべき重大なる案件に屬するが故に之を実施するに就ては相當の訓練を要する事勿論なり。而して之が爲には普通選舉の殆ど前提と見るべき地方自治の選舉制度を完全に行ひ以て普通選舉法を実施するを最も適當なる者と認め、之等の事情に鑑み、幹部に於ても今日迄該案に關しては極めて慎重なる態度を以て種々審議を重ねたる結果、其實施期を大正10年12月21日以後と爲したる次第なり。固より夫以前に於て施行するも有権者名簿作製上絶對不可能なりとは言ひ難きも以上の準備に省み即ち施行期日を右の如く大正10年2月21日以後と定めたる所以なり」
(マダ)

(『憲政』第3巻第1号、大正9年1月、87ページ)

つまり、施行期日が繰り上がっていたのである。それでも即行派の主張とは隔たりがあった。他方では翌21日に開かれた憲政会院外大会では「本期議會に普通選舉法案を提出し、必ず次期の總選舉より之を實行せしむる事」が決議されている。憲政会内部で普通選舉を次期総選舉から実施するかどうかで対立が生まれていた。

次期の総選舉からの普通選舉実施を延期したいというのは解散を回避したいという憲政会幹部の意向が反映されたものであるが、憲政会内の急進派はこの決定を愚の骨頂とした³¹⁾。他方、憲政会の時期尚早論の根拠は去年改正した選舉法を一度も実施しないまま更にまた改正することは立法府の威信を損ない、法律を取り扱う上で軽率のそしりを免れないということにあった³²⁾。つまりこれは政友会の反対論と同じである。

結局12月22日に開かれた憲政会政務調査総会で、浜口総務が確定選舉名簿

30) 「普選提案愈確定」『読売新聞』大正8年12月16日付。

31) 「意氣天を衝く」『読売新聞』大正8年12月17日付。

32) 「復活を焦る國民黨」『大阪朝日新聞』大正8年12月25日付。

ができるのは大正10年10月1日であり、次の選挙では普選は実施せず、大正10年12月21日以降の総選挙より普選を実施するという原案が説明された³³⁾。だがこれに対して急進派からの批判があつて議論が纏まらず、議論は26日の代議士会まで持ち越された。

憲政会の急進派は25日に、「一、26日午後1時より開會すべき議員總會に於ては極力普通即時施行論を主張する事、二、普通選挙期限大正10年12月21日以降の總選挙より實施撤廢を幹部に交渉する事」という申し合わせを行い、それに基づき以下のような要求を幹部に行なった。

「普選案に期限を附するが如きは普選案の趣旨徹底せざるを以て此際期限附幹部案を撤回し、時勢の要求に應ぜられん事を切望す。幹部に於て飽迄撤回する能はずとせば、本年中に本期議會に提案するを延期せられたし。吾々は明日の議員總會に於て意見のある所を十分主張する考へなるが、吾々の主張破れ幹部會案可決するも主義に關する重大問題なるを以て必ずしも黨議を尊重して該案提出に署名するを拒む者あるやも計られざる模様なれば篤と幹部の考慮を促さんとす。」

(『日本労働年鑑』484ページ)

このように急進派は普通選挙実施期日について妥協を拒否し、強硬な態度をとったのである。

これに伴い院外団の活動も盛んになり、普通選挙促進運動の団体や労働組合の代表約300人が数十の旗を押し立てて憲政会本部に殺到し、大会に出席しようとする議員に対して普選の可否について回答を求めたことから、憲政会の壮士や警官も出てきて憲政会本部は混雑を極め、殺気が漲ったという³⁴⁾。『北海タイムス』によるとこの団体は青年改造聯盟の示威団で、彼らは憲政会幹部との会見後、普通選挙運動に関して憲政会を民衆の仇敵であると決議

33) 「最後の大論戦」『読売新聞』大正8年12月23日付。

34) 「普選促進大運動」『小樽新聞』大正8年12月27日付。

したという³⁵⁾。

そして26日の議員総会でまず問題となったのは選挙実施期日ではなく、普選案に含まれていた「独立生計」条項であった。急進派は独立生計条項を入れることに反対したが、幹部会はこの異議を認めず、そのまま討論終結に入ろうとした。しかしそこで「普選案の決定を明春議会開会前まで延期して欲しい」という提案が起こされたため、一時休憩の動議が成立し、形勢不穏と見た幹部会は加藤総裁と相談の上、会議再開時に次のように述べて決定を延期したのである。

「本案に對しては從來在京議員に於て相當研究を重ねたるも、最近上京せられたる諸氏には尚充分意義の徹底せざる憾ある今日、急遽之が決定を見るとするは穩當を缺くを以て、今後相當研究を重ねべき必要ありと認む。然りと雖も時既に歲末に際し、引續き之が是非を研究するの時日なれば來春迄黨議の決定を延期されでは如何且つ次回開會の期日等は幹部に一任されたし。」

(『日本労働年鑑』大正9年版、485ページ)

このように普選を含む重要法案の審議は1月20日の議員総会まで先延ばしにすることが決定された。

その後、『中外商業新報』は、「憲政會にては本期議會の劈頭に普通選舉案を提出せんとせし處、之が實施期日に關し黨の内外より猛烈なる反対に遭遇したる爲め、来る20日の議員總會の決定に俟つ事とせるが、幹部側に於ては表面頗る冷靜を裝ひ既に普通選舉制度の確立を必要とする以上實施期日の如きは黨員多數の意嚮に任すべしと稱し居れるも内々大に急進論者の懷柔に努めたる形跡あり」と述べて、普通選挙実施のタイミングに関して党内調整が進んでいることを報じている³⁶⁾。

35) 「普選の示威運動」『北海タイムス』大正8年12月27日付。

36) 「憲政會幹部苦惱」『中外商業新報』大正9年1月18日付。

そして翌年1月20日の議員総会で普通選挙の実施期日を次回総選挙とすること、独立の生計を営むという条件は残すこと、中選挙区制を採用することなどが決定された³⁷⁾。これでようやく憲政会は普選案でまとまることができたのである。

このような憲政会の態度を批判するマスコミもあった。『読売新聞』は某閣僚談として「憲政會は去年の暮に總會を繰上げ、堂々陣容を整へて天晴れ野黨振りを見せる筈であつたが院外の急進派に壓倒されて大事な普選案も決議が出来ない始末で大失敗サ」という談話を掲載している。この某閣僚は憲政会は政府が解散で脅かせば尻に帆かけて逃げ出すだろうと述べ、「憲政會の普選案は、政府の解散を惧れ、院外の趨勢を慮かつて居るので内心頗る苦しい譯サ」と憲政会が内部で分裂していることを冷やかして、このままで普選案も案外人気に乗りそうでないとしている³⁸⁾。

後日、大正10年3月に明らかとなつたいわゆる加藤総裁の「珍品問題」では、加藤は内田信也に対して、自分は元々普選には反対であると述べている。そして普選推進の急進派である尾崎行雄や島田三郎を後援しないと約束している³⁹⁾。

憲政会は以後も普選案を巡って内部対立が続く。これを見た『読売新聞』は、政友会が党首の下で一致団結を誇っているのに対して、「憲政會の方は兎角内部の苦情頻出し、事毎に多少の紛議を惹起せざるはなく、黨員は忌憚なく幹部に對する不平を漏らし、甚だしきは幹部の無能を公言し、反対黨に對して奮戦する前に、先づ内部に於て論戦するを常とす」と述べて憲政会の統制のなさに皮肉を呈している⁴⁰⁾。

37) 『時事新報』大正9年1月21日付。

38) 『読売新聞』大正9年1月26日付。

39) 『立憲政友会史』752-756ページ。

40) 「政友會と憲政會」『読売新聞』大正9年2月14日付。

国民党の普選案

第41議会では普選法案を支持した党員を除名までした国民党であるが、第42議会になるとこれまでの態度を豹変させ、12月の時点で次の総選挙から普通選挙を行うという提案がなされている⁴¹⁾。『九州日報』はこの国民党の動きに対して、「際物師を以て人も許し自らも任せる國民黨にては、憲政會の幹部案が、大向ふの人氣に投ぜざる歟の形勢を觀破し、一氣呵成的に急進論者と變化したるは、流石に木堂一流の人氣取政策を遺憾なく發揮したるものにして、我國の政界に於ける鶴黨たるに耻ざるものと言ふ可し⁴²⁾」と揶揄している。

この国民党の普選案について『万朝報』は、これが衆議院解散を誘う罣ではないかと憲政会が疑っていると伝えている。その理由は、大正6年に国民党が当時の寺内内閣弾劾案を提出し、憲政会に同調を求めたが、その真意は当時憲政会が議会で多数を占めていたことから、寺内内閣は衆議院解散を企図しており、その口実を求め、犬養を使って内閣弾劾案を提出させたというのである。憲政会はその罣にかかり、衆議院は解散され、選挙の結果憲政会は大敗を喫した。そして犬養自身は外交調査会に入ることができたというわけである。

今回、普選法案が原因で衆議院が解散され、政友会が絶対多数を獲得し、憲政会が100人を割れば、我が帝国の憲法政治は最早信頼するに足りないものとなると同紙は断じた⁴³⁾。国民党に対しては、『九州日報』が犬養が憲政会と対立して、政友会と提携関係にあることから、次の選挙では国民党は25議席を下回って交渉団体の資格を失うのではないかという党員の声を伝えている⁴⁴⁾。

41) 「國黨普選案内容」『読売新聞』大正8年12月24日付。

42) 「普選案の前途」『九州日報』大正9年1月15日付。

43) 「國民黨と普選」『万朝報』大正9年1月4日付。

同紙はさらに普選に反対の政友会は裏では普選運動を扇動している。これは普選を口実にして議会を解散し、総選挙を行い絶対多数を得ようとしているためだとした。とくに鉄道港湾整備という利権のうまみを知った地方党員は総選挙を利用して党勢拡大に奔走し議会で過半数を占めるであろうと予測した⁴⁵⁾。同紙は早くから政友会は普選を口実に解散総選挙を行う意図を持っていると公言していたのである。

マスコミの論評

このような野党の動きに冷ややかな論評を下すマスコミもあった。例えば、『北海タイムス』は、「然も翻つて現内閣の意圖を忖度せんか、議會の大勢現内閣に不利ならんには解散を以て信を國民に訴へ、嘗て自黨の提唱に成れる小選挙區制に依りて總選挙を行ふの決心牢固たるものあるは掩ふべからざる事實にして、此一事に因りて現内閣の崩壊を豫想するは誤なり、貴族の形勢に對しても現内閣の決意を窺ふに足るべく、總選挙の結果は益す現内閣の基礎を鞏固ならしむべしと想像し得る理由もあり、…政府反対黨たる憲政會の今後は興味ある一個の謎なりと云ふべし」と述べ、原首相の解散の意思は固く、憲政会が普選問題を探りあげることで原内閣を追いつめることはできないとした⁴⁶⁾。

これに対し、与党系の『中央新聞』の記者である米沢古堂は、現在の制限選挙制度下でも、いわゆる「駆り出し」を行って票を買収しなければ棄権者が続出していると指摘し、国民はまだ普通選挙を理解していないとして、普選は尚早であると述べた。

そして米沢は普選論を唱える憲政会や国民党を批判し、「斯の如き誠意無き提案、權謀の餘に出でたる普選論の如きは、半錢の價值なきものであつて、

44) 「國民黨の覺醒好時期」『九州日報』大正9年2月21日付。

45) 「普選運動の最捷徑」『九州日報』大正9年1月13日付。

46) 「政局の前途」『北海タイムス』大正8年12月23日付。

着實、眞摯なる政治家の同すべき所では無い」とし、野党の普選案が党利党略に基づくものであると断じている⁴⁷⁾。

また同紙は、憲政会や国民党が第41議会で選挙資格の拡大を行う選挙法改正を行った時には普選に反対したことを取り上げ、前議会で選挙法を改正してから、一度もこれを施行しないまま、再び改正をしなければならないほど大きな変化が前議会から現在までの短い期間で起こったとは考えられないし、状況の変化を根拠とするのもまた論理的自殺であるとした⁴⁸⁾。

そして普選を高唱するのであれば、まず衆議院を解散して国民の信を問うべきだとした⁴⁹⁾。このように同紙は普選案を提出している憲政会や国民党に対して、普選案を提出する前に衆議院を解散せよと迫ったのである。これは勿論総選挙を恐れている憲政会に対する牽制であった。

それに対して『時事新報』は、普選反対論はすべて杞憂に基づくものであり、「元來選挙権の普及は憲政の發達に伴ふ當然の歸趣にして、既に憲政を行ふたる以上は固より其實行を期せざる可からず」と普選の実行を唱えた。そして先の選挙法改正で与野党が争ったのは、選挙資格を国税3円以上にするか2円以上にするかという1円の違いであり、今回の普選提案はその3円という制限を取り払うかどうかであって、単に程度の違いなのだとした。また3案に分かれた普選提案については小異を捨てて大同につき、提案を統一すべきだとした⁵⁰⁾。また『大阪毎日新聞』も憲政会と国民党は普選案を統一すべきだとした⁵¹⁾。

さらに『大阪朝日新聞』は、普選案に対する憲政会の態度は生ぬるいとし、「將來の政局の展開如何は、衆議院を中心とするより貴族院を中心とし、若しくは議會を中心とするより民衆運動の結果によりて實現らせるべし」と本

47) 米澤古堂「普通選舉と準備」『中央新聞』大正9年1月2日付。

48) 「普通選舉問題」『中央新聞』大正9年1月23日付。

49) 「政黨の出處」『中央新聞』大正9年2月13日付。

50) 「普選案の合同」『時事新報』大正9年2月1日付。

51) 「憲政及國民兩黨に勧む」『大阪毎日新聞』大正9年1月22日付。

来の民主主義の中心となるべき衆議院には期待しないことを表明した⁵²⁾。そして憲政会幹部が普選案に対して右顧左眄するのは解散総選挙を恐れているからであるが、これは杞憂であり、政府は普選を争点に解散総選挙を行うことはなく、たとえ解散総選挙が行われれば6000万国民はこれを許さないだろうと述べた⁵³⁾。

『万朝報』は政友会の前身である自由党は普通選挙論を高唱しており、現政友党議員の望月圭介、上埜安太郎、吉植庄一郎、松田源治といった人々は多年普通選挙期成同盟で活動してきたことを指摘し、彼等も普通選挙法成立のために協力すべきだとした⁵⁴⁾。

このようにマスコミはその支持する政党に従って主張を展開し、野党系のマスコミは総じて普通選挙に対して積極的であり、その立場から憲政会の消極的態度を批判したのである。

第42議会における普通選挙法案

第42議会はバブル絶頂期の大正9年1月22日に再開され、ここから本格的論議が始まる。野党は原内閣の経済失政、つまりバブル発生に伴う物価上昇問題を皮切りに、普通選挙法案を最大の山場と設定していたが、憲政会はその普選法案の内容について議会再開直前まで内紛を続けていたことは既に述べた通りである。

そして普通選挙法案は2月14日に衆議院で審議が開始されることになる。ここで提出された普選案は、憲政会案、国民党案、普選実行会案の三つであった。それぞれの内容は以下の通りである。

52) 「政局の將來」『大阪朝日新聞』大正9年1月3日付。

53) 「憲政會の普選斷行決議」『大阪朝日新聞』大正9年1月21日付。

54) 「普選の氣運」『万朝報』大正9年1月21日付。

普選三案

憲政会案 選挙権 (1) 年齢は改正現行法通り満25年以上,
(2) 住所制限は改正現行法通り,
(3) 納税資格の規定を削除し、これに代わって「独立の生計を
営む者」とする。

被選挙権 改正現行法が「満30年以上」となっているところを「満25年以
上」に改める。

選挙区制 改正現行法が小選挙区制となっているところを原則1選挙区2
人ないし4人選出の中選挙区制とし、例外として1人選挙区も
認める。

国民党案 選挙権 (1) 年齢は満20年以上,
(2) 住所制限は改正現行法通り,
(3) 納税資格規定は全部削除。

被選挙権 年齢を「満20年以上」に改める。

選挙区制 改正現行法の別表通り小選挙区制。

普選実行会案 選挙権 (1) 年齢は改正現行法通り満25年以上,
(2) 住所制限は改正現行法通り,
(3) 納税資格規定は全部削除。

被選挙権 年齢を「満25年以上」に改める。

選挙区制 改正現行法の別表通り小選挙区制。

(『立憲政友会史』618-620ページ)

以後これら3案を擦り合わせる努力はなされたが、結局まとまるることはな
かった。『福岡日日新聞』は、憲政会が妥協しなかったのは、普選案がまと
まると議会解散の可能性が高まり、解散を恐れる憲政会はそのために妥協し

なかったのだと述べている⁵⁵⁾。

『時事新報』は、3つの普選案が合同できない事態に対して野党第一党である憲政会が他の会派を説得して憲政会案にまとめるべきであり、このままでは同士討ちになってしまうとした⁵⁶⁾。また同紙は首相を初めとする普選反対派の態度が正々堂々としているのに対して、普選提案者がしどろもどろであるのはその意気込みに疑問を抱かせるとし、また普選案をまとめようとしない普選促進派は普選を実行しようとしているのではなく、むしろ妨害していると思われても仕方ないと述べた。

『福岡日日新聞』は野党は解散を恐れているため、本心では普選の通過を望んでおらず、議案もまとめようとしているのだとした⁵⁷⁾。同様の意見は後日『北国新聞』にも掲載されている⁵⁸⁾。

その結果、普選3案はまとまることなく、別個に提出され、25日の委員会ではすべて否決されて、26日の本会議にかけられことになった。

そして2月14日に行われた普通選挙法改正案（正式名称は衆議院議員選挙法中改正法律案）の憲政会案提案理由説明の中で島田三郎議員が「言葉短しと雖も此中に含まれたる所の意味は極めて深遠であります。如何なる意味であるかと言へば、階級制度の打破。如何にして階級制度を打破すると申しますれば、選挙権の大擴張であつて、世に稱する普通選挙案であります」と述べたのに対して⁵⁹⁾、2月26日に原首相は、「故に政府の考ふる所では、此の

55) 「普選案と各派」『福岡日日新聞』大正9年2月7日付。

56) 「普選案の成行」『時事新報』大正9年2月26日付。

57) 「普選の敵は外にあらず内にあり」『福岡日日新聞』大正9年2月27日付。

58) 「解散と憲國兩黨の前途」『北国新聞』大正9年3月5日付。

59) 『大日本憲政史』474ページ。

島田自身は階級制度打破という言葉について次のように説明している。

「階級制度打破は明治維新的確立であつた。その後此の精神は非常に熾であつたが、現在の状態は如何、外に國憂あり内に階級制度あり、曰く財閥、曰く軍閥、曰く學閥、擧げて盡せぬ程で維新精神は何處にも見出されぬのである、これでは東洋に新なる日本ありと叫ぶ事は出来ない。我々は一致して維新當時の精神で階級制度打破を叫ばねばならぬ、實現させねばならぬ。」

『読売新聞』大正9年2月14日付。

議場に於て、決して成立しやうとは考へませぬけれども、左りながら、此の重大なる案は國民の公平なる判断に懇へる外ないのであります。是が果して政府の主張が是なりとするか、非なりとするか、國民は果して諸君の提案を是なりとするか、非なりとするか、是は國民の公平なる判断に懇ふる外ないのであります」と演説し⁶⁰⁾、この演説が終わるや否や原は衆議院を解散したのである。

解散後政府は次のような解散の理由書を発表している。

「衆議院議員選挙権擴張は從來政府の採り來りし方針にして、明治33年之を擴張し昨年又重ねて之が擴張を爲したり、今後も尚國情の如何に顧み漸次適當の擴張を爲すに至るべしと雖も、昨年來未だ一年ならず、且一回も之を實行せざるに、今又憲法附屬の法典たる選挙法の改正を試みんとするは、立法の威信を損するのみならず、國民の信頼を全うし、憲法政治の健全なる發達を促す所以にあらざるなり、加之今回衆議院に提出せられたる改正案は輕躁急激深く帝國の國情に鑑みざる法案にして、然も其の理由とする所は現在の社會組織を脅威せんとするが如き不穏なる思想の潛在するを見る、事茲に至ては單純なる選挙権擴張の問題たるに止まらず、國家の前途に對して容易ならざる影響を及ぼすものと認めざるを得ず、衆議院に於ては本案の否決を見るを疑はざりしと雖も、事態重大なること上述の如くなるにより政府は衆議院の解散を奏請し以て國民の判断に訴ふるの已むを得ざるに至れり。」

(『立憲政友会史』622-623ページ。)

ここに述べられているように、政府は第41議会で衆議院議員選挙法の改正が行われて、まだ一回も実行されていないうちに再度選挙法を改正すること

島田は明治維新によってできた制度が固定化し、現在の選挙制度は老人の戸主が老人の議員を選ぶのに都合が良くなってしまっており、新人が出て来ることができないようになっているのが問題だとした。その意味で彼が社会を革命的に変えようとするつもりはなかったことは明らかである。

60) 『大日本憲政史』493ページ。

は立法の威信を損ない、憲法政治の健全な発達を促さないこと、さらに今回の改正の理由の中に社会組織を脅かそうとする不穏思想が含まれているために、敢て衆議院での否決を行わず、衆議院を解散して国民の判断に訴えることにしたというのである。事態は憲政会のもっとも恐れるところとなった。解散のタイミングを計っていた原にとって普通選挙法案は絶好の口実を与えたのである。

おわりに

大正7年の米騒動は、政党嫌いの山県有朋をして政党に内閣を任せなければならぬと思わせるに至り、原政友会内閣の成立をみた。そして原は政権担当して初めての議会で衆議院議員選挙法の改正に取り組み、議員定数の増加、小選挙区制の導入といった課題——これらは原が第二次西園寺内閣の内相として取り組み、貴族院の反対によって潰えたという苦い経験を持っていたものであった——これらの課題をクリアするだけでなく、選挙資格の拡大という質的に異なる改正をも成功させたのである。

衆議院議員選挙法改正の最大の難関である貴族院がこれに賛成したのは、原が貴族院研究会との連携に成功し、貴族院をある程度コントロールできるようになったからもあるが、やはり米騒動の影響によるところが大きいと見るべきであろう。貴族院が小選挙区制に同意したのは、大選挙区制では社会主義勢力が議席を持つ可能性があると判断したからだと言われている。選挙資格拡大も国民の支持を無視することができなかったことからこれに同意したものと考えられよう。

しかし単なる選挙資格拡大と普通選挙では大きなギャップがある。そして第41議会では与野党とも選挙資格拡大を提案していたのであり、普通選挙を提案した政党はない。だがその第41議会から1年も経たない間に普通選挙が急速にクローズアップされるのである。

この間、経済面ではバブルが進行する。第41議会が終わってまもなく、大

正8年5月～6月頃から大方の予想を裏切って景気は回復し、夏には景気は過熱の予兆をみせるのである。それ以降、景気は過熱を続けていく。その結果、物価は上昇し、人々の生活を圧迫する。そのため、労働争議も頻発するようになる。

他方で、第一回の国際労働会議が開かれ、労働者の権利問題が話し合われ、人々は労働者の権利にも目覚めるようになる。このような状況の中で労働運動も活発化する。バブル景気の進行と共に社会全体がある種の急進化の様相を呈してくる。

またバブルが人々に対してある種の高揚感を与えていたことも見逃すことはできない。バブルが人々に物価高を通じた生活苦しかもたらさなかったのであれば、人々は普選要求ではなく、直接物価高の是正を政府に求めたであろう。そうではなく普選を要求したのは、人々の生活水準が上昇し、政治への関心が持てるようになったからと考えた方がよい。普通選挙への要求が高まるのはこのような社会状況のもとであった。

人々の意識と高まりと社会への不満が普選要求という形で現れてくるのである。本稿では扱わなかったが、第42議会開催中の普選運動は本邦史上類を見ない大規模かつ過激なものであった。

これに対する憲政会、とくに同会幹部の対応は、国民の要望に十分に応えたものではなかった。憲政会長老連の普選に対する消極論は、政友会のそれとよく似ており、政友会の反対論もそれなりの説得力があったと見るべきであろう。そして何よりも憲政会幹部は普選を提案することにより、憲政会が政権から遠ざかることを恐れたのである。つまり普選を提案することで、衆議院が解散になり、総選挙となって憲政会がそれに敗れることを恐れた——そしてそれは後に現実のものとなった——。また普選を提案することにより、元老や枢密院や貴族院から反感を買い、原内閣が倒れた後の政権が憲政会に回ってこなくなることを恐れたのである。つまり憲政会としては普選を実現するよりも政権をとることが優先していたのである。

他方で、憲政会の急進派は、府県会議員選挙で憲政会が敗れた後、原政友会内閣への攻撃の糸口が見いだせない状況の中で、普通選挙を争点にして原内閣を追いつめようとしたものと考えられる。しかしその戦略は杜撰なものであり、憲政会幹部の受け入れるところとはならなかった。そして急進派と幹部派の妥協として憲政会の普選案が成立したのである。

普選に関して憲政会内部で意見対立があったことを考えれば、本稿の冒頭で引用した升味の主張、即ち原と山県が憲政会内閣を忌避したのは憲政会の普選論のためであったというの、やや的外れではないかと思われる。それは単に憲政会に政権を渡したくないための口実に過ぎない。このことは、原暗殺後に成立した高橋是清が政権を投げ出した後の政友会の動きからも明らかである。

このように見ると、憲政会や国民党の普通選挙法案は、デモクラシーの潮流に乗ったものとみることもできようが、それをうまく吸い上げたとは言い切れず、そこに彼等独自の党利党略が絡んで中途半端なものとなったということができよう。とくに国民党の犬養のマキアベリズムは露骨と言わざるを得ない。

このような野党の態度は普選案を一本化することに失敗したことに象徴される。吉野作造は第42議会での憲政会の動きを見て次のように述べたのであった。

「要するに普選論者の一人として予輩は加藤総裁及び其党派が同じく普通選挙の実現の為めに努力せらるゝ事を大いに多とはする。けれども一度其立つ所の根拠を理論的に検討するに及んで予輩は其余りに心細い味方たるに失望せんとする。憲政会の普通選挙案が重要な資格の一として「独立の生計を営むもの」の一項を挙げ、而かも此愚劣極まる条項を頑強に固執して三派提携の実を挙げ得なかつたのも畢竟之が為めであつたらう。下らない味方は時として敵よりも厄介な事がある。」

（吉野作造「加藤総裁の演説を読む」『吉野作造選集』第3巻、岩波書店、平成7年、

307ページ)

吉野にとって憲政会は普選実現を阻害する存在でしかなかったのである。結局解散を恐れる野党とくに憲政会は普選を真剣に実現しようとする意図はなく、それを見透かされた原首相に衆議院解散の口実を与えるだけに終ったのであった。これにより普選案は採決されないまま葬られ、総選挙は普選に反対する政友会が大勝利を収めたことから、普通選挙の実現は一旦遠のき、普通選挙法が成立するためににはなお5年の歳月を待たねばならなかつたのである。

【参考文献】

- 大津淳一郎『大日本憲政史』第8巻、原書房、昭和45年。
- 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』大正9年版（復刻版）法政大学出版局、昭和42年。
- 岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治 松本剛吉政治日誌』岩波書店、昭和34年。
- 兼近輝雄「第42議会への普選案の上程と各党の態度」『早稲田政治経済学雑誌』第156号、昭和34年4月。
- 小林雄吾『立憲政友会史』第3巻、立憲政友会出版局、大正14年。
- 小林雄吾『立憲政友会史』第4巻、立憲政友会出版局、大正15年。
- 信夫清三郎『大正政治史』河出書房、昭和29年。
- 信夫清三郎『大正デモクラシー史Ⅱ』日本評論社、昭和33年。
- 衆議院編『議会制度百年史』帝国議会史上巻、大蔵省印刷局、平成2年。
- 大震会編『内務省史』第1巻、原書房、昭和55年。
- 筒井清忠編『解明・昭和史』朝日選書866、朝日新聞出版、平成22年。
- 升味準之輔『日本政党史論』第4巻、東京大学出版会、昭和43年。
- 松尾尊児「政党政治の発展」『岩波講座日本歴史』第19巻、岩波書店、昭和38年。
- 松尾尊児『大正デモクラシーの研究』青木書店、昭和41年。
- 松尾尊児「第一次大戦後の普選運動」井上清編『大正期の政治と社会』岩波書店、昭和44年。

原奎一郎編『原敬日記』第5巻、福村出版、昭和56年。

坂野潤治「政党政治の確立」『講座日本歴史』第9巻、東京大学出版会、昭和60年。

水野石溪『普選運動血涙史』文王社、大正14年。

横山勝太郎監修・山本四郎校訂『憲政会史』下巻、原書房、昭和60年。

吉野作造『吉野作造選集』第3巻、岩波書店、平成7年。

『帝国議会衆議院議事速記録』東京大学出版会、昭和57年。

『帝国議会貴族院議事速記録』東京大学出版会、昭和56年。